

保険の仕組みと保険制度の創設

消費者委員会 パラダイムシフト専門調査会

2025年1月15日

中出 哲

Prof. and Dr. Waseda University, LLM London (LSE), Cambridge (Diploma)

話しの流れ

- 1 保険とは何か（保険の本質、2つの保険制度）
- 2 保険の機能
- 3 新たな保険が誕生する契機
- 4 保険契約の構造と関係者（4つの方式）
- 5 賠償責任保険の機能と方式
- 6 消費者の損害に対する救済、現代取引と消費者利益
- 7 保険の設計（保険事故、保険料の算出方式 など）
- 8 消費者の損害に対する保険制度の設計に向けて

1 保険とは何か

- ・ 保険業法に「保険業」、保険法に「保険契約」の定義はあるが、「保険」自体の法律上の定義はない。
- ・ 海外を見ても、概ね状況は同じ。
- ・ 保険と保険に類似する制度は多様。保険とみるかは個別に判断せざるを得ない。

(中出見解)

狭義：プーリングによるリスクを減らすことを目的に、対価を得てリスクを引き受ける制度

広義：プーリングによってリスクを減らす制度 相互保険、P2P保険を含む

参考：中出哲『保険　一仕組み・商品・事業の本質』有斐閣、2024年

保険はリスクを引き受ける制度

リスクの性格はさまざま

⇒よって、保険の内容・事業もリスクの内容に応じて変わる

⇒保険制度を具体化する保険契約の内容もリスクの性格によって相違

リスク：多義 ここではマイナス（損失）が生じる可能性

参考：中出哲『保険 ―仕組み・商品・事業の本質』有斐閣、2024年

二つの保険制度

私見

保険はリスクを引き受ける制度 ⇒リスクの違いで保険の性格も異なる

二つの保険制度 参考：中出哲「「リスクから見た二つの保険制度－保険の基本原則を手掛かりとした問題提起－」生命保険論集221号1頁（2022年）＊境界が明確にあるものではない。

マスリスクの保険：過去のデータをもとに大数の法則を利用して保険料を予測・算出可能
例：生命保険、住宅保険（火災リスク）、自動車保険、小口運送保険

非マスリスクの保険：過去のデータがない、多数の契約が存在しないなど、
リスクをとることでリターンを得る
例：宇宙保険、海上保険、航空保険、大規模工場保険、大規模サイバー保険

両者で、保険の事業方法も異なり、契約の特性も異なる

2. 保険の機能

保険はリスクを広く分散。それぞれのリスクに対して備える額は小さくなる。

保険の直接の機能 事後の機能だけでなく事前の機能も重要

<事後>

- 損失に対する補償（保障）を得ることによる生活・経済活動の安定
- 早期の救済（過失者に請求しても救済には時間がかかる。十分な救済が得られるかも不明）
- 関係者間の紛争の回避（保険がなければ誰が損害を負担・賠償すべきか争いに）

<事前>

- 万が一の場合も補償が得られることによる安心、経済活動の計画性（事前）
- 信用を高める（事前）
- リスクがある事象に対するチャレンジの後押し（事前）
 例：海上保険の始まり（冒険の後押し）、原子力発電
- 将来への備えの費用化（準備資産を減らして資本効率を高める）（事前）

保険制度による副次的機能

保険制度はさまざまな副次的機能も有する

当事者間でのトラブル解決に、**第三者（保険会社等）が介在すること**で

- 大量の処理の中で、紛争処理、損害の評価、てん補額、賠償額等の標準化が進む。 補償の公平性が高まる

例：自動車事故解決における保険制度の役割・機能

- 事故や損害のデータベース化
⇒トラブルの原因究明、将来の事故防止等への活用へ
- 大量処理による社会全体としてみた場合の処理コストの軽減

保険のデメリット

- **モラルハザード（モラルリスク）**：保険金を得るための不正、損害の拡大
対策 ⇒ 約款上の手当て（免責にするなど）
⇒ てん補額における自己負担額の設定
⇒ 損害調査、データの蓄積
- **モラルハザード**：注意力の低下、リスク対策の低下
対策 ⇒ てん補における自己負担額の設定
- 保険制度運営上の**コスト**（募集、契約管理。保険金支払い処理等）
対策 ⇒ 損害算定のパターン化、定額化などによる合理化
免責金額の設定（少額損害を対象外とする）

3. 新たな保険が誕生する契機

大事故（大損害）の発生・・・具体的な契機

伊勢湾台風 ⇒ 火災保険における水災リスクの補償へ追加担保

新潟地震 ⇒ 地震保険の誕生

モータリゼーションによる交通事故の急増 ⇒ 自賠責保険（強制保険）の誕生

新たなリスクの出現

原子力発電 ⇒ 原子力発電の強制賠償責任保険

ドローンの開発・利用 ⇒ ドローン保険

サイバーリスクの増大 ⇒ サイバー保険

新型コロナ ⇒ コロナ関係の保険

社会政策

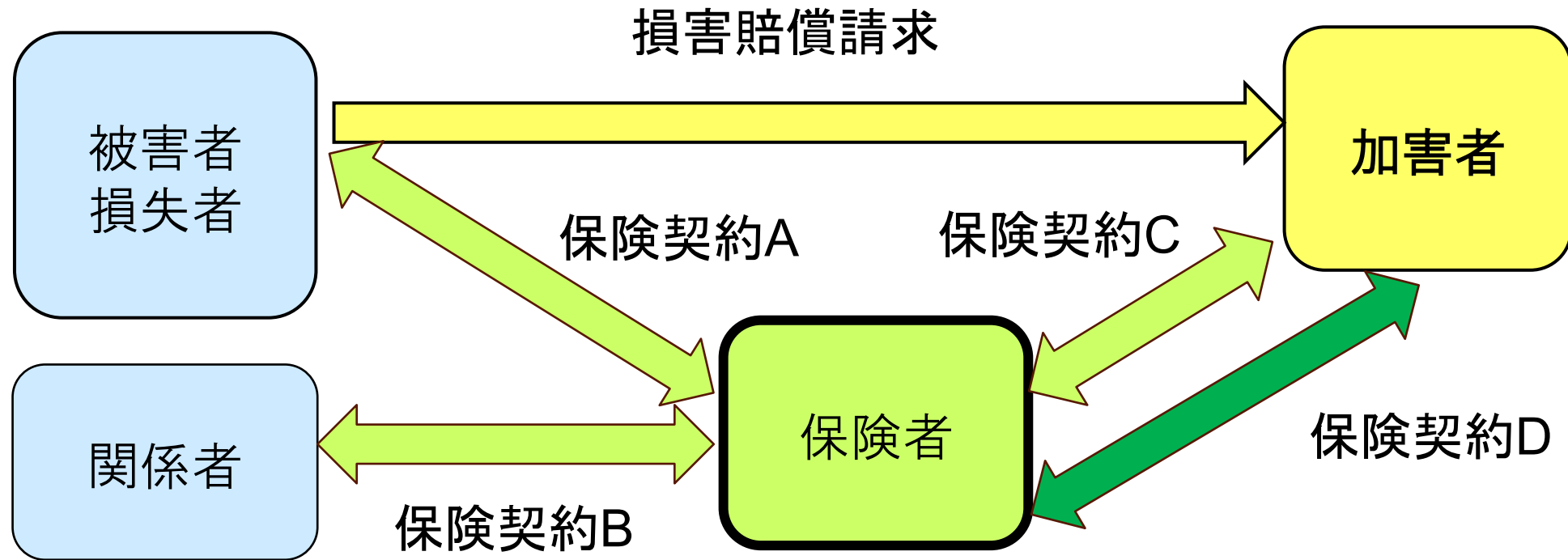
社会保険の誕生（ビスマルクの保険3部作）、各種社会保険

社会的ニーズ

営利事業

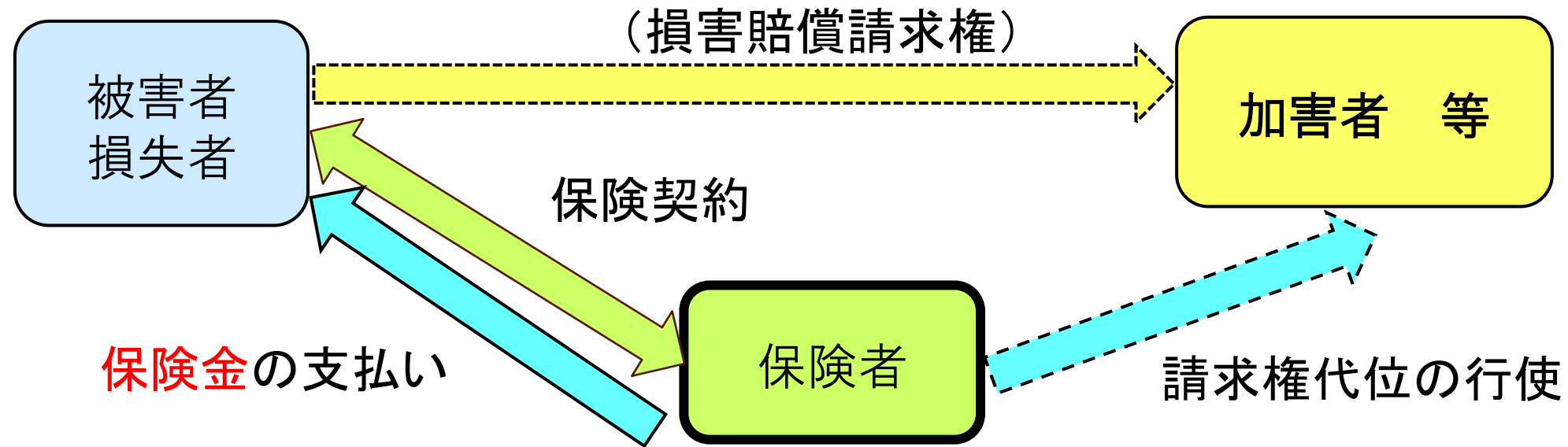
政府

4. 保険契約の構造と関係者 4つの方式 筆者の整理



- | | |
|--------|----------------------------|
| 保険契約 A | 自分の財物等の損害に対する保険(自己のための保険) |
| 保険契約 B | 他人のための保険 |
| 保険契約 C | 受託者等による利用者のための保険 + 請求権代位放棄 |
| 保険契約 D | 他人の損害を賠償する責任に対する保険(責任保険) |

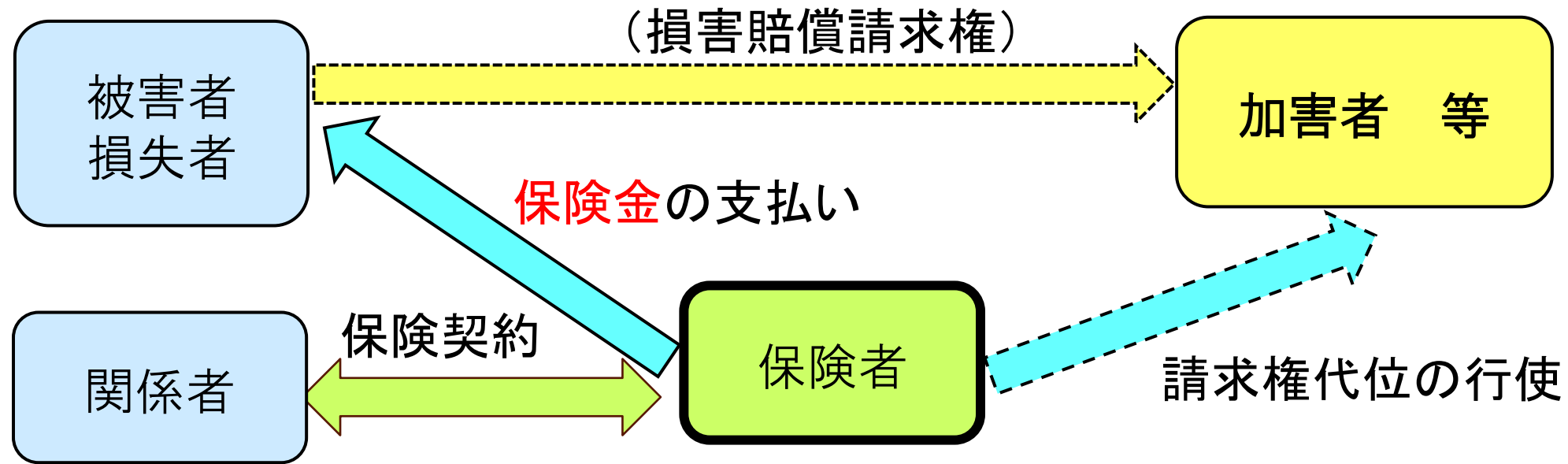
方式A 自己のための保険。 例：財物保険、車両保険、人身傷害補償自動車保険



- 保険料は被害者が負担。被害者の損害に対する保険金支払い
- 保険者は被害者が有する加害者に対する損害賠償請求権を代位取得・行使
- 迅速な損害てん補が可能。加害者の存在を問わない。被害者の過失を問わない。被害者(被保険者等)の故意・重過失は免責。過失割合による減額なし。
- 柔軟な損害評価(賠償法における評価に従う必要なし。何を損害として評価するかは制度内で(契約で)設定可能。ただし、利得禁止に反しない範囲。

方式B 他人のための保険契約

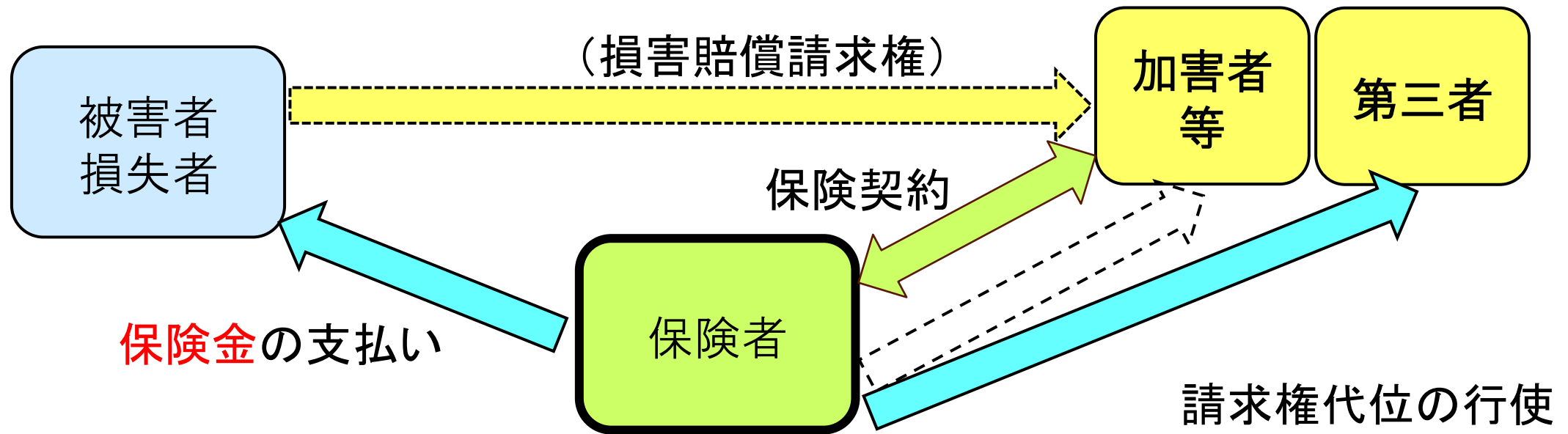
例：外航の貨物保海上保険



- 例：売主が買主のために保険を付ける（輸出入の貨物保険）。保険金は買主（損害の負担者）が請求して買主に支払われる
- 保険契約の締結と保険料支払い以外は、パターンAと同じ

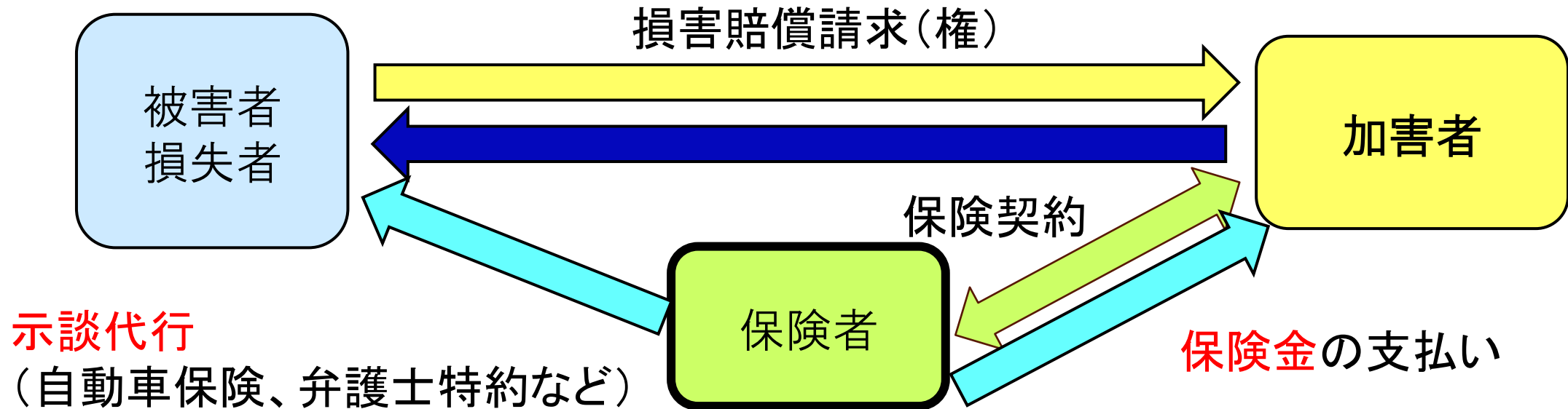
方式C 他人のための保険契約

例：倉庫業者、運送人による荷主の保険



- 契約構造は、方式Bと同じく、他人のための保険契約（実質的には自分のためでもある）
- サービスの提供者などが利用者のために保険契約を締結して保険料を支払う（サービスの契約代金に保険料が明示して示される場合もある）。
- 契約者に対する**請求権代位放棄の特約**を付ける（→賠償責任保険に似た効果。被害者の損害は過失割合に関係なく、迅速に支払われる）。請求権代位はすべて生じない方式と、契約者等のみを除外する方式がある。

方式D 加害者のための賠償責任保険方式



- 加害者の損害賠償責任に対して補償。(一義的には被害者救済のための保険でない。加害者に対する補償による効果として被害者が救済される)
- 加害者側は、保険会社による示談交渉(自動車保険)、弁護士サービスなどを利用
- 加害者に賠償責任がある場合のみ発動。被害者との過失相殺の適用
- 被害者が主張する損害額と賠償責任額には乖離あり。責任制限がある場合も
- 解決までに時間がかかる。被害者の損害がすべて補償されるものでない

5. 賠償責任保険の機能と方式

機能

- 損害の補償：加害者が負担する損害賠償責任を補償（加害者のための機能）
- 防御機能：いわれのない請求、過大な責任に対して保険会社が防御
- 被害者救済機能：保険金は被害者救済に当てられる。

被害者の保護として保険金請求権に対する先取特権（保険法22条）

賠償責任保険における保険事故と損害の認識のいくつかの方式

- ①賠償金を支払った時に損害の発生を認識して支払う（Paid to be paid）方式
- ②賠償責任が判決・示談によって確定したときに損害の発生を認識する方式
- ③賠償請求がされた時点で損害は不確定な形で発生し、一種の現物給付として、示談交渉サービスを提供し、確定した賠償金を支払う。

6. 消費者が被害者になる場合の救済

損害賠償請求

- 自賠法などの特別法がない場合、損害賠償請求のハードルは高い
相手方の過失の立証、損害額の立証、因果関係などは、極めて困難
自己に過失がある場合は、過失相殺が適用される
請求するためのハードルが高い（ノウハウ、時間・費用）＊面倒、どうしたらよいか困惑

賠償責任保険の限界

- 加害者が保険料を支払って自分（加害者）を守るための保険
- 賠償方式は紛争の法的解決を前提。ほとんどは和解で解決されるが、そのためのコストも発生

権利保護保険 特に、ドイツで発達（種々のものがある）

- 被害者が自分の権利を実現するために支援する保険
- 日本では、自動車保険などで弁護士特約として利用（相手100%過失では、被害者の自動車保険では相手からの回収の示談交渉は不可（弁護士会との関係）。そのため、特約を利用。）

取引の複雑性 一方で、高齢者の割合の増加

- インターネットやAIによる取引の複雑性、契約条項の複雑性

取引の簡便性

- ワンクリックで重大な結果も。利便性と共によりリスクも増大。膨大な契約条項の理解も容易でない、契約締結に焦らされてしまう。便利さによってリスクも増大

相手方の特定などの困難性

- 真の加害者がわからない。外国の業者の場合も
- 原因の特定が困難（取引のブラックボックス化）
- 相手方の過失、因果関係等の立証が困難

損害の立証の困難性

- 時間がたってから損害を認識する場合も。損害額の妥当性の立証も容易でない

7. 保険の設計

保険制度を設計するためには、**保険料の算定**が必要

⇒過去の**統計**はあるか、類推できるデータやモデルとするものはあるか

保険料の算出のためには、以下（保険料算出の前提）を設定する必要がある

- **保険事故**を何にするか。何を**免責**とするか
- 誰のいかなる**種類**の**損害**か

財産価値の減少、期待利益の減少、余分な費用支出、責任の負担 など

- 損害をどのように**評価**するか（保険金の算出。現物給付方式もあり）

損害賠償における損害の認識と同じにする必要はあるか

* 過去のデータが十分でない場合は、結果を見ながら保険料を調整

保険制度としての可能性

大数の法則 一定の予測ができるか。予測ができないと保険料を算出できない

マスリスク 大量の件数、一定の予測が可能 → 保険可能

一定の免責は必要：①モラルハザードの抑止 故意による損害等

②非マスリスク 戦争 大規模サイバー 原発事故 等

→ただし、②は政府の再保険で救済するなどの方法もあり得るか

例：地震保険における政府再保険 生活支援のための財政支出

非マスリスク 免責や条件による担保範囲の限定 再保険の利用

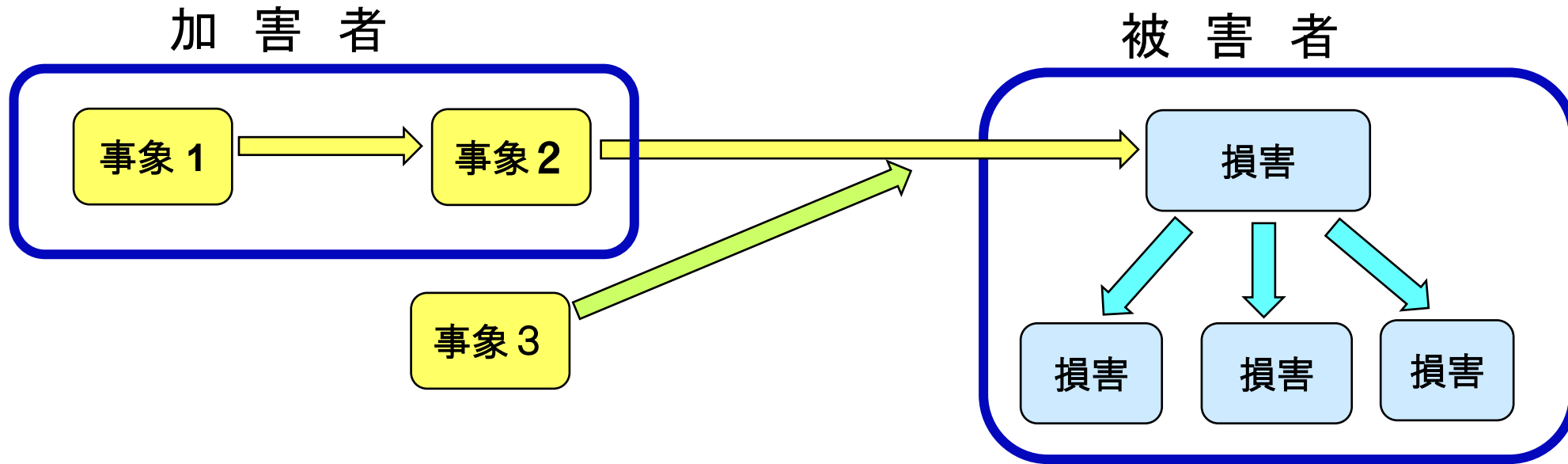
モラル・ハザード対策

自己負担額や免責金額の設定（エクセス、ディダクタブルなど）

前提条件の設置、データ化による対応・注意喚起と開示

保険事故

保険給付を発生させるトリガー



損害発生の原因は複合的。
何を「**保険事故**」とするか？

各種の不利益のうち、何を**損害**としててん補
の対象とするか？ どう**評価**するか

保険制度では、「保険事故」と「てん補の対象」を両方を明確化する

例：火災保険 「住宅の火災」によって生じる特定の損害（住宅の価値、一部の費用）

Cf: 損害賠償責任： 過失と因果関係のある損害

保険料の算出方式

保険金額（責任保険ではてん補限度額）に比例して保険料を算出。

ただし、自賠責保険は車種で一律

リスクの高に応じた保険料。（自賠責保険は車種で一律。事故の危険度は関係ない）

一般的な保険料 リスクに応じた負担。しかし、緩やかに適用

リスク指標としては、性別、年齢、地域、用途など。保険の種類によって異なる

リスクに応じた保険料の意義 例：事故率等で段階を設けるなど

メリット 逆選択の防止 リスクの高い人がより保険を利用
リスクを下げるインセンティブ

デメリット 特定の指標が真のリスクを示しているかは疑問（統計上の相関のみ）
リスクが高い人が保険に入れなくなる場合も

8. 消費者の損害に対する保険制度の設計に向けて

- 加害者の賠償責任、被害者の補償のいずれに対する保険とするか
被害者の補償制度：対象とするリスクと対象外とするリスクの明確化
損害の算定方法 → 保険法では物の場合は時価が原則
- 保険料は誰が負担するか：損失のコストは誰に負担させるのが良いか
消費者が負担 or 取引から利益を得る業者が負担（他人のための保険の方式）
- 保険料の算定方式：リスクに応じたものとするか。業者負担では業者のリスク度
- 利得禁止：被害者の利得は請求権代位で対応。消費者の不正は保険でデータ化
- 保険料の計算：損失の予想はできるか。統計、モデルによる推計など
- 非マスリスクへの対処：政府の再保険制度などの利用
例：大規模サイバーリスク（戦争リスクとの境界？）

若干の考察

保険の方式

- ⇒賠償保険方式は損害賠償のプロセスを伴い、時間とコスト大。過失割合の適用も
- ⇒救済面では、賠償責任方式ではなく、被害者が直接保険で補償される方式に利点

対象とする取引：あらゆる取引とすることは可能か？

- ⇒取引の実態が異なるので業種で分けて異なる保険料率を適用する方法がある。
- ⇒消費者取引で保護が必要と考えられる領域に限定する 例：ネット取引（金融取引は除く）

保険のコスト負担者

- ⇒取引業者がコスト負担して利用者を補償する方式が考えられる（パターンBまたはC）
- ⇒ただし、取引業者に対する請求権代位は放棄（故意を除く）。第三者の場合には認めて良い
- ⇒保険コストは取引価格等に広く転嫁される
- ⇒取引業者のリスク度によって保険料を変動させられる

* 副次機能の重要性 保険制度によるデータの蓄積 ⇒保険料率への反映、事故防止への活用

政府と民間の連携 PPP: public private partnership

民間制度の限界と政府の連携

<民間の強み>

- 取引のノウハウ、保険の技術
- 保険募集・契約手続き、保険料の収受、契約管理
- 保険金支払い体制、苦情処理

<政府の役割>

- 強制力、公平な取り扱い
- データの一元管理
- 大規模・集積リスクの負担
- 業界に対するモニタリング、評価・指導・苦情処理・処分

完

中国（衆安保険） 通信・ネットワーク詐欺保険 民間の保険

一定の待期期間経過後、被保険者が保険契約に規定の通信やネットワーク詐欺に遭遇して、銀行等の指定口座を通じて送金・振込・支払いを行った結果、口座資金に損失が生じ、証券規定の日数以内に警察機関による立件日から損失が回収されない個人資金をてん補する。各種の免責あり

イギリス プール・リー（Pool Re） * PPP

テロリスクに特化した再保険機構。一定額を超えた場合は政府が支援する。

イギリス 洪水保険（Flood Re） * PPP

契約者に建物資産に応じた課金を求め、洪水リスクの再保険カバーの原資に一定額を超える洪水リスクを再保険で処理。